

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っています。また、〈にっしん〉は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えています。

自己資本の充実度に関する事項

単 体

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	385,557	15,422	385,973	15,438
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	354,887	14,195	353,922	14,516
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,261	130	3,261	130
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	19	0	19	0
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,347	2,653	62,819	2,512
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,473	338	8,472	338
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	140,720	5,628	145,474	5,818
特定貸付債権向け	80	3	268	10
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,189	1,527	43,165	1,726
トランザクター向け	838	33	815	32
不動産関連向け	68,536	2,741	63,964	2,558
自己居住用不動産等向け	22,775	911	21,460	858
賃貸用不動産向け	25,971	1,038	24,822	992
事業用不動産関連向け	18,371	734	16,342	653
その他不動産関連向け	1,417	56	1,340	53
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	14,653	586	14,181	567
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,240	49	1,199	47
取立未済手形	38	1	55	2
信用保証協会等による保証付	5,161	206	5,483	219
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	2,723	108	2,368	94
上記以外	13,993	559	11,927	477
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,567	182	4,567	182
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,270	90	1,517	60
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	1,359	54	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,795	231	5,842	233
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	29,955	1,198	31,709	1,268
ルック・スルー方式	29,955	1,198	31,709	1,268
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	714	28	341	13
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
□オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額※5	17,233	689	17,322	692
BI	11,489		11,548	
BIC	1,378		1,385	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+□)	402,791	16,111	403,296	16,131

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額などのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. <にっしん>では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. <にっしん>は、標準的計測手法目次ILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	385,782	15,431	386,286	15,451
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	355,112	14,204	354,235	14,169
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,261	130	3,261	130
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	19	0	19	0
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,347	2,653	62,819	2,512
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,473	338	8,472	338
カバード・ボンド向け	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	139,927	5,597	144,799	5,791
特定貸付債権向け	80	3	268	10
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,189	1,527	43,165	1,726
トランザクター向け	838	33	815	32
不動産関連向け	68,536	2,741	63,964	2,558
自己居住用不動産等向け	22,775	911	21,460	858
賃貸用不動産向け	25,971	1,038	24,822	992
事業用不動産関連向け	18,371	734	16,342	653
その他不動産関連向け	1,417	56	1,340	53
ADC向け	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	14,653	586	14,181	567
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,240	49	1,199	47
取立未済手形	38	1	55	2
信用保証協会等による保証付	5,161	206	5,483	219
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
株式等	2,565	102	2,161	86
上記以外	15,170	606	13,122	524
重要な出資のエクスポージャー			－	－
他の金融機関等の対象資本金等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,567	182	4,567	182
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,271	90	1,518	60
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	1,359	54	－	－
上記以外のエクスポージャー	6,971	278	7,036	281

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー※3	－	－	－	－
証券化 STC要件適用分	－	－	－	－
短期STC要件適用分	－	－	－	－
不良債権証券化適用分	－	－	－	－
STC-不良債権証券化適用対象外分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	29,955	1,198	31,709	1,268
ルックスルー方式	29,955	1,198	31,709	1,268
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	－	－	－	－
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	714	28	341	13
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナルリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額※5	17,994	719	18,062	722
BI	11,996		12,041	
BIC	1,439		1,444	
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	403,776	16,151	404,348	16,173

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. <にっしん>グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. <にっしん>グループは、標準的計測手法且つILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%